

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（環境推進課）	1
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	1
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	2
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	3
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	3
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………（調達課）	4
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	6
道立子ども総合医療・療育センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	9
道監査委員公表	
○監査公表第5号……………	9

告 示

北海道告示第515号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|------------|--------------------------------------|
| 1 | 形質変更時要届出区域 | 稚内市開運2丁目2377番2の一部、2377番5の一部（次の図のとおり） |
| 2 | 特定有害物質の種類 | ベンゼン、鉛及びその化合物 |

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石狩土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成25年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成25. 6.21	理 事	熊 倉 守	石狩市北生振232番地 1
同	同	同	増 田 優 治	同 八幡町高岡94番地 6
同	同	同	野 村 賢 一	同 浜益区柏木19番地 5
同	同	同	袴 田 勝	同 浜益区実田85番地の 1
同	同	同	伊 藤 修 二	石狩郡当別町獅子内1303番地33
同	同	同	青 木 義 徳	石狩市八幡町五の沢
同	同	同	岡 島 正 則	同 八幡町高岡
同	同	同	紺 田 忠 幸	同 八幡町高岡
同	同	同	森 本 勝 美	同 北生振856番地 1
同	同	監 事	森 本 茂	石狩郡当別町獅子内2099番地 8
同	同	同	松 本 明 人	石狩市八幡町高岡
同	同	同	笹 賢 一	同 浜益区柏木68番地 1
退 任	同 25. 6.20	理 事	熊 倉 守	石狩市北生振232番地 1
同	同	同	伊 藤 修 二	石狩郡当別町獅子内1303番地33
同	同	同	岡 島 正 則	石狩市八幡町高岡
同	同	同	出 塚 康 清	同 八幡5丁目339番地 2
同	同	同	山 内 信 昭	同 美登位356番地 4
同	同	同	藤 山 民 男	同 北生振287番地 2
同	同	同	熊 倉 幸 市	同 北生振573番地 6
同	同	同	増 田 優 治	同 八幡町高岡94番地 6
同	同	同	竹 永 義 春	同 八幡町高岡番外地
同	同	同	毛 利 勝 正	同 八幡町高岡55番地 1
同	同	同	青 木 義 徳	同 八幡町五の沢
同	同	同	松 本 睦 夫	同 八幡町高岡
同	同	同	野 村 賢 一	同 浜益区柏木19番地 5
同	同	同	袴 田 勝	同 浜益区実田85番地の 1

同	同	同	野村武美	同	浜益区柏木3番地13
同	同	同	河野幹男	同	浜益区実田224番地2
同	同	同	羽山明雄	同	浜益区柏木24番地
同	同	監	事森本茂	石狩郡当別町獅子内2099番地8	
同	同	同	紺田忠幸	石狩市八幡町高岡	
同	同	同	森本勝美	同	北生振856番地1
同	同	同	松本明人	同	八幡町高岡
同	同	同	阿部貞男	同	厚田区聚富93番地の4
同	同	同	笹賢一	同	浜益区柏木68番地1
同	同	同	大沼彰	同	浜益区川下246番地19

北海道告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成25年8月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
新南部	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理）	北海道空知総合振興局
新北部	同	同
西高倉	同（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理）	北海道石狩振興局

北海道告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成25年8月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所

白糠郡白糠町字和天別1850の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林

松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第519号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年8月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所

留萌郡小平町字寧楽476の1・字鬼鹿富岡284の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第520号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年8月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林

松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林

松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
（2）保安林として指定された目的 魚つき
（3）変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第521号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
（2）保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
（3）変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）
（2）保安林として指定された目的 公衆の保健
（3）変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を奥尻町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第483号のとおりである。

平成25年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

奥尻郡奥尻町字奥尻402、432の1所在の森林について所有権を有する 真壁 紘一郎

北海道告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦河堺町1（I-3-421-2061）
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 浦河町堺町西（次の図のとおり）
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河堺町2（Ⅰ－3－422－2062）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河町堺町西（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河井寒台4（Ⅰ－3－420－2060）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河町字井寒台、堺町西2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第524号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成25年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 調達をする物品等の名称 複写機の交換及び保守（交換契約及び保守に係る1枚当たりの単価契約）
- イ 数 量 複写機の交換は1台、複写機の保守の調達予定枚数は21,000枚（1月当たり4,200枚の5月分に相当する枚数）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 交換の納入期限及び保守の契約期間 交換の納入期限は平成25年11月1日とし、保

守の契約期間は、平成25年11月1日から平成26年3月31日まで

- (4) 納入場所及び履行場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階 北海道農政部農政課内

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入（事務用機器類）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年8月2日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局集中業務室調達課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局集中業務室調達課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階北海道出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課）
- (2) 入 札 日 時 平成25年8月30日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月29日（木）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成25年4月5日付け北海道告示第256号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局集中業務室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、次の(1)及び(2)の入札金額が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格の制限の範囲内であって、かつ、(2)の単価に調達予定枚数を乗じて得た額に当該額の100分の5に相当する額を加えた額に、(1)の交換差金の額を加えた額が最低の価格であるものを落札者とする。

(1) 道が交換により取得する複写機の対価から道が交換により提供する複写機の対価を差し引いた交換差金

(2) 複写機の保守に係る1枚当たりの単価

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-204-5076

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Exchange and maintenance of copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 30, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than August 29, 2013)

C Contact : Procurement Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5076

北海道告示第525号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 2台及び1月当たり18,050枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成25年10月1日から平成28年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年8月2日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局集中業務室調達課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局集中業務室調達課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階北海道出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課）

- (2) 入札日時 平成25年8月30日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月29日（木）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年4月5日付け北海道告示第256号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局集中業務室調達課のホームページ

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 支出負担行為を行う者（契約者）

北海道教育委員会教育長 立川 宏

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

13 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copying machine 2 sets

- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 30, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than August 29, 2013)

- C Contact : Procurement Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第67号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成25年8月2日

北海道後志総合振興局長 宮 川 秀 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ロータリー除雪車（2.2m／2,300 t） 1台

（交換契約により除雪ドーザ（11 t） 1台を契約の相手方に供し、ロータリー除雪車 1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成26年3月20日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを次により証明した者であること。

納入（製造）実績の証明は、過去5年間の実績を、納入機種、規格、納入台数、納入年度及び納入先について記載し、契約書の写し又は納品書等の写しを添付すること。

また、同等の類似品については、類似品と判断できる資料（仕様書、パンフレット、図面及び写真等）を添付すること。

(6) 当該調達物品に関する迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを、次により証明した者であること。

納入される当該調達物品について、後志総合振興局管内に1箇所以上のサービス工場又は協力工場が確保されていることを証明できる資料（メンテナンス体制説明資料及び契約書等）を添付すること。

(7) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年8月2日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成25年9月10日 午後1時30分（送付による場合は、同月9日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
電話番号 0134-25-2142

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Rotary Snow Remover (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 10, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than September 9, 2013)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2142

北海道オホーツク総合振興局告示第110号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月2日

北海道オホーツク総合振興局長 中 島 克 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
高張力鋼管ほか13品目 全1,455点
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 平成26年3月25日
- (4) 納 入 場 所 北海道オホーツク総合振興局長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年8月2日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成25年9月12日 午前10時（送付による場合は、同月11日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成25年6月7日付け北海道オホーツク総合振興局告示第90号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 電話番号 0152-41-0608 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : High-Tensile Steel Pipe and 13 items 1,455 in total B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., September 12, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than September 11, 2013) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608	北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信 寛 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立子ども総合医療・療育センター電子カルテシステム等のサーバ及び端末機等の賃貸借 一式 2 落札を決定した日 平成25年7月23日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号 4 落札金額 10,935,750円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年6月7日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第47号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課 (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6
道立子ども総合医療・療育センター告示 北海道立子ども総合医療・療育センター告示第49号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年8月2日	道 監 査 委 員 公 表 監査公表第5号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成25年8月2日 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員 飴 谷 長 藏